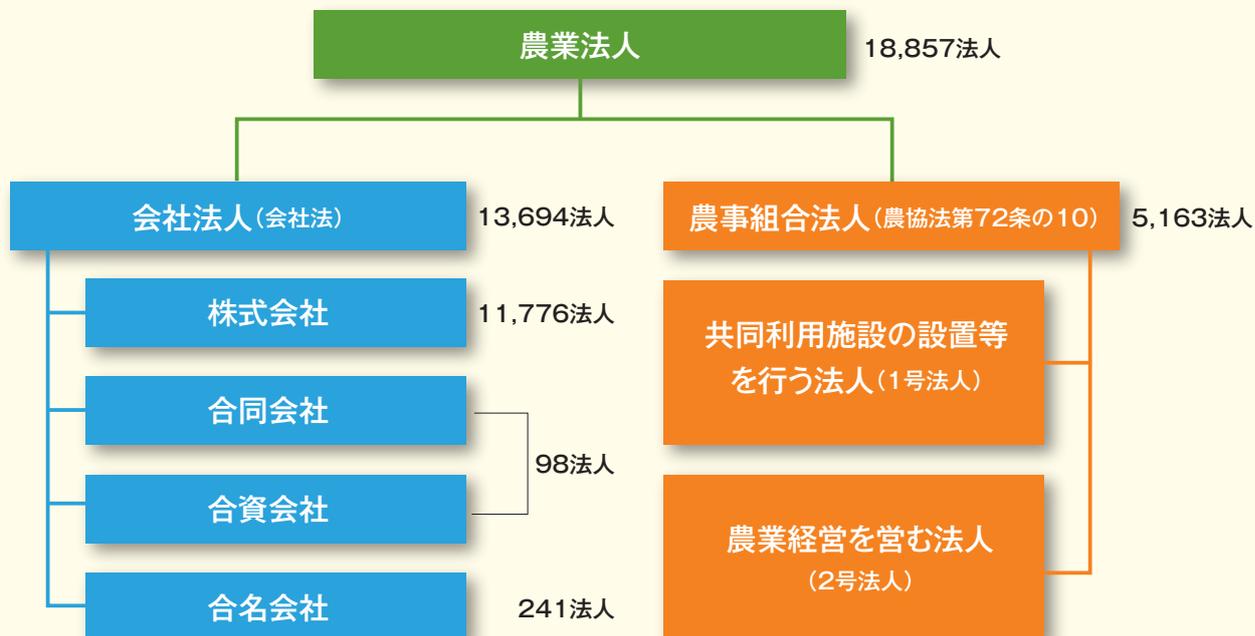




農業法人の種類は2つに分けられます



このほか、一般社団法人やNPO法人も農地を借りて農業をすることができます(P10)。

(注) 1 法人数は農林水産省「2015年農林業センサス」のものであり、会社法人には一般社団法人などを含んでいる。

2 農事組合法人は、共同利用施設の設置等と農業経営の2事業を営む法人もあります。なお、農業経営を営む場合は、組合員の出資が必要です。



株式会社(発起設立)・農事組合法人・一般社団法人における法人化の手順です



(注) 1 農事組合法人の設立の場合は、※1印の手続は不要です。

2 出資制をとらない農事組合法人や一般社団法人の設立の場合は、※2印の手続は不要です。

3 設立する法人の基本的な事項である「事業計画」や「定款」などの作成に当たっては、必要に応じて中小企業診断士、司法書士などの専門家にも協力いただき、十分に内容を精査する必要があります。



組織・法人形態の違いは次の通りです

	民法上の任意の組合	人格なき社団	一般社団法人(非営利型)
根拠法	民法	会社法に準ずる	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
資本金	—	—	—
構成員(注1)	2名以上		社員2名以上
構成員の責任	無限責任	有限責任	
役員	業務執行者(任意) ※定めない場合は構成員全員が業務執行者となる	代表者を定める必要あり	理事1人以上(必置・社員以外も可)
会社の基本方針の決定	1人1票制による構成員の議決		1人1票制(原則)による社員総会の議決
事業の制限	制限なし		
財産の帰属	構成員の共有		法人
法人課税	なし (組合の利益は構成員に分配され、各構成員の事業所得として課税)	全所得課税 (年所得800万円以下15%、年所得800万円超23.2%)	収益事業のみ課税 (公益法人等として年所得800万円以下15%、年所得800万円超23.2%) ※農業は収益事業に該当しない
事業税(注2)	なし	年所得400万円以下 3.5% 年所得400万円超800万円以下 5.3% 年所得800万円超 7.0%	収益事業のみ課税 年所得400万円以下 3.5% 年所得400万円超800万円以下 5.3% 年所得800万円超 7.0% ※農業は収益事業に該当しない
労働報酬	構成員個人の事業所得	給与(源泉徴収が必要)	
社会保険制度(注3)	労災保険 特別加入(任意) 雇用保険 加入不可 国民健康保険及び国民年金に加入(注4)	労災保険 強制適用 雇用保険 強制適用 国民健康保険及び国民年金に加入(注4)	労災 強制適用 雇用 強制適用 健康保険及び厚生年金に加入
設立時の登録免許税	—	—	6万円
定款認証	なし		必要
組織変更	—	—	他の法人形態への変更不可

(注1) 構成員とは、一般社団法人の場合は社員のことをいいます。

(注2) 個人の事業税については、農業・林業に関しては非課税、畜産業(農業に付随して行うものは除く)に関しては4%課税されます。

(注3) 社会保険制度については、従業員及び労働者に関する適用であり、事業主に関する適用はP9を参照してください。

(注4) 事業所で使用される者の2分の1以上の同意及び厚生労働大臣の認可を受けることにより、健康保険・厚生年金に加入することもできます。

	農事組合法人 (従事分量配当制)	農事組合法人 (確定給与支払制)	株式会社
根拠法	農業協同組合法		会社法
資本金	あり(出資制の場合は3円以上)		あり(1円以上)
構成員	農民3名以上(注1)		1名以上
構成員の責任	有限責任		
役員	①理事1人以上(必置・農民である組合員のみ) ②監事(任意・組合員外も可)		①取締役1人以上 (必置・株主外も可) ②監査役(任意・株主外も可)
会社の基本方針 の決定	1人1票制による総会の議決		1株1議決権による株主総会の議決
事業の制限	農業経営(2号)法人の場合、農業・農業関連事業に限定		制限なし (農地所有適格法人の場合は農業・ 農業関連事業が売上高の過半)
財産の帰属	法人		
法人課税	全所得課税 (協同組合として年所得800 万円以下 15%、年所得800 万円超 19%)	全所得課税 (資本金1億円以下の場合、普通法人として年所得800万円 15%、 年所得800万円超 23.2%)	
事業税(注2)	農地所有適格法人が行う農業 (畜産業、農作業受託は除く)は非課税(注3)		資本金1億円超 外形標準課税 資本金1億円以下 年所得400万円以下 3.5% 年所得400万円超800万円以下 5.3% 年所得800万円超 7.0%
労働報酬	従事分量配当(注4)	給与(源泉徴収が必要)	
社会保険制度	【組合員(出資者)の場合(注5)】 労災保険 特別加入(任意) 雇用保険 加入不可 国民健康保険及び国民年金に加入	労災保険 強制適用 雇用保険 強制適用 健康保険及び厚生年金に加入	
設立時の登録免許税	非課税		資本金の額の7/1000 (15万円に満たない場合は15万円)
定款認証	不要		必要
組織変更	株式会社または一般社団法人に変更可 合同会社への直接変更は不可		合同会社に変更可 農事組合法人への変更は不可

(注1) 農民とは農協法第3条の規定で、「自ら農業を営み、または農業に従事する個人」をいいます。

(注2) 個人の事業税については、農業・林業に関しては非課税、畜産業(農業に付随して行うものは除く)に関しては4%課税されます。

(注3) 農事組合法人に関する事業税の課税の判定については、都道府県税務所にご確認ください。

(注4) 法人は損金として計上し、受け取った個人は農業所得として課税所得に反映されます。

(注5) 組合員(出資者以外)については、農事組合法人(確定給与支払制)と同じ取扱いになります。

※税率については、平成31年4月1日現在